

令和２年度 福島県立福島高等学校 後期選抜募集要項

１ 実施学科

全日制の課程 普通科

ただし、前期選抜により定員を充足しない場合に実施する。

２ 通学区域

- (1) 「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。
- (2) 東日本大震災により、住民票を移さずに避難している場合においては、平成２３年３月１１日の時点で保護者（保護者に代わり志願者を監督、保護する身元引受人を含む。以下同じ。）が本校の通学区域となる市町村に住居登録をしていたか、または出願時に保護者が本校の通学区域となる市町村に居住していれば、本校への出願を認める。その場合には、学区内の志願者として取り扱う。

３ 募集定員

募集定員（２８０名）から、前期選抜の合格者数を除いた数とする。

４ 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

- ただし、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。なお、前期選抜及び連携型選抜の受験の有無にかかわらず出願することができる。
- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和２年３月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
 - (2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者（令和２年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示された「第１ 入学者募集」の「２ 出願資格」の２(1)～(5)（１ページ参照）に定めるところによる。）

５ 出願方法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

６ 併願の取扱い

同一人が同時に二つ以上の県立高等学校に出願することは認めない。

７ 出願期間

- (1) 令和２年３月１７日（火）から３月１８日（水）までとする。
- (2) 受付時間は、午前９時から午後４時までとし、出願最終日は午前９時から正午までとする。
- (3) 県外等から郵送により出願する場合は、４１４円切手を貼付した返信用封筒（長形３号）を同封の上、速達・書留として送付し、令和２年３月１８日（水）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

８ 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者
 - ① 入学願書（県教育委員会が作成した用紙）
 - ② 令和２年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。）
ただし、年齢２０歳以上の者については、本校校長の判断により、提出を免除する場合がある。
 - ③ 受験票用紙（県教育委員会が作成した用紙に、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）
 - ④ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会が作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。
- (2) 中学校卒業生及び卒業見込の者で、「２ 通学区域」の(2)に該当する者
本校に問い合わせる。
- (3) 上記(1)以外の者
「令和２年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示された「第３ 後期選抜」の「１ 出願」の「８ 出願に必要な書類」の(2)（１３ページ参照）に定めるところによる。
- (4) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、後期選抜志願者名簿（別記様式共通４号の２）を添付する。
- (5) 入学願書には、入学検定料として、２，２００円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」を入学願書の裏面に貼付する。

また、前期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が本校に出願する場合には、不足する入学検定料1, 250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

9 自己申告書の提出

中学校において、不登校による欠席日数又は保健室等登校の日数が1年間で30日以上ある場合、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書を出願に際して本校校長に提出できる。（30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。）

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒（定形）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、自己申告書受領書を交付する。
- (3) 提出期間は、令和2年3月17日（火）から3月23日（月）までとする。郵送の場合には、3月23日（月）必着とする。持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

10 県外等からの出願

- (1) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取り扱いに関する協定により、本校校長が処理する。
- (2) 上記(1)以外の県外からの志願者は、上記8に示した出願書類のほか、次の書類を提出する。
 - ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。
 - ② 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。
- (3) 保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願する者については、上記8に示した出願書類のほか、次の書類を併せて提出する。
保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

11 願 書 受 付

- (1) 後期選抜出願書類を受け付けたときは、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。ただし、入学検定料納付済証明書については、後期選抜において入学検定料を納付した者にのみ交付する。
志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。
- (2) 本校校長が、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消す場合がある。
 - ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
 - ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

12 出 願 先 変 更

志願者は令和2年3月19日（木）に、1回に限り、出願先を変更することができる。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

ただし、午後5時までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められる場合には、受付時間について弾力的な対応をする。

また、詳細は「令和2年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示された「第3 後期選抜」の「1 出願」の「12 出願先変更」(1)～(4)（14ページ参照）に定めるところによる。

13 出 願 の 取 消 し

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込みの者が後期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（別記様式共通7号）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届（別記様式共通7号）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 後期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

14 選抜方法・選抜資料

(1) 選抜方法

調査書の審査結果、面接の結果及び小論文の結果を資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

(2) 選抜資料

① 調査書

「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動等の記録」は55点満点として、合計190点満点とする。

② 面接

個人面接を実施する。面接の内容には、中学校における学習活動の成果を問う内容（数学）を含む。面接については点数化し、30点満点とする。

③ 小論文

ある資料を読み、設問に対する自分の意見等をまとめる小論文とする。小論文については点数化し、120点満点とする。

15 面接等の日時及び会場

(1) 日 時 令和2年3月24日（火）

〔受付〕 午前8時15分～午前8時30分

〔開始時刻〕 午前9時00分（小論文・個人面接）

(2) 会 場 福島県立福島高等学校

(3) 持参物 受験票、筆記用具、上履き、下足袋、昼食

16 合格者発表

(1) 令和2年3月25日（水）午後3時以降に、本校において発表する。

(2) 合格者に対して、合格通知書を交付する。

(3) 本校校長が、提出書類の記載内容に事実と相違している点を認めたときは、合格を取り消す場合がある。

（参考）来年度、入部者を募集する部活動は次のとおりです。

野球部（男子） 陸上競技部（男子・女子） テニス部（男子・女子） ソフトテニス部（男子・女子）
バスケットボール部（男子・女子） 山岳部（男子・女子） 剣道部（男子・女子） 卓球部（男子・女子）
サッカー部（男子） バレーボール部（男子・女子） ラグビー部（男子） アーチェリー部（男子・女子）
弓道部（男子・女子） バドミントン部（男子・女子） ソフトボール部（男子） ハンドボール部（男子）
美術部（男子・女子） 合唱部（男子・女子） 管弦楽部（男子・女子） 写真部（男子・女子）
ジャズ研究部（男子・女子） 将棋部（男子・女子） 囲碁部（男子・女子） 書道部（男子・女子）
応援団・チアリーダー部（男子・女子） 梅章委員会（新聞部）（男子・女子） スーパーサイエンス部（男子・女子）

——— 出願先 ———

〒960-8002

福島市森合町5番72号

福島県立福島高等学校

電話024（535）2391